# 総務消防常任委員会会議録

１　日　　時　　令和８年５月２７日（水）
午前９時５６分～午前１１時４９分

２　場　　所　　第１委員会室

３　出席委員

| | | | |
|---|---|---|---|
| 委員長 | 板橋美保 | 副委員長 | 佐藤繁樹 |
| 委員 | 阿部正義 | 委員 | 鈴木英信 |
| 委員 | 長南良彦 | 委員 | 小野寺美穂 |
| 委員 | 熊谷克彦 | | |

４　欠席委員　　なし

５　説明のため出席をした者の職氏名

| | | |
|---|---|---|
| 総務部長 | 安倍　卓 | |
| 総務部次長兼総務課長 | 仙石麻里子 | |
| 総務課長補佐兼情報統計総務係長 | 新田基史 | |
| 総務課主幹兼総務係長 | 橋本昌大 | |

６　事務局職員

| | | |
|---|---|---|
| 次長兼議会総務係長 | 川上真理子 | |
| 主査 | 石田ゆい | |

７　付議事件

（１）　区長制度の見直しについて

①　職務の定義と実態

②　担い手の現状

③　待遇の妥当性

④　コミュニケーションコスト

⑤　区長業務に関するアンケート調査について
⑥　他自治体の実態把握について

午前９時５６分　　開　　会

○委員長（板橋美保）　出席委員は、定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから、総務消防常任委員会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の会議に係る一切の資料を、お手元に配付しておりますので御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、付議事件　１　区長制度の見直しについてを議題といたします。

初めに、本日の進め方について、説明いたします。

まず、執行部より本日の説明要請事項について、全て御説明いただき、その後、委員各位より項目ごとに質疑をお受けする形で進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

休憩をして進めてまいります。暫時、休憩いたします。

午前９時５７分　　休　　憩

---

＊休憩中の要旨

○区長制度の見直しについて

執行部より、各項目について説明をした。内容は以下のとおり。

（総務課）

（１）職務の定義と実態

①行政通知の配布・回覧、市への報告業務、災害時の初動対応など、現在の具体的な職務内容と範囲について

○区長業務は以下４つの業務となる。

１．相談業務

担当行政区域内の住民等からの要望や相談事を聞き取り、必要に応じて行政につなぐ業務。

２．会議等出席業務

市や国、県等が工事などの事業の実施にあたり、開催する説

明会等に出席をし、情報を得るとともに、必要に応じて住民等にお知らせをする業務。

３．自治会等連絡調整業務

担当行政区域内の町内会の総会等に参加し、住民からの要望等を聞き取り、必要に応じて行政につなぐ業務。

４．地域巡回業務

担当行政区域内を最低２週間に１回程度巡回し、異常等があれば担当課に報告をするとともに、住民に声がけを行うなど、コミュニケーションを図り、可能な範囲で住民の声を収集し、また、市からポスターの掲示依頼があった場合には、広報板に掲示する業務。

○区長が関わる範囲については、町内会等への加入の有無に関わらず、担当行政区内の住民からの要望や相談等を行政につなぐ役割を担っています。また、町内会等が開催する総会やお祭り等のイベントへの関わりについては、区長業務３として参加し、必要に応じて行政に要望等をつなぐことになります。

②「市⇔区長⇔地域」の情報発信や報告、意見、要望等対処のプロセス・フローについて

ア．市から区長を通じて地域へ情報発信を行うもの

*新年度の事業説明（研修会（４月）・懇談会（５月））

*道路工事等の説明会（随時）　※区長業務２に該当

*ポスター掲示（随時）　※区長業務４に該当

イ．地域から区長を通じて市へ要望等が出されるもの

*地域の道路や汚水マンホールに破損があるなど市への通報

※市は事後、対処内容や経過等の報告を区長（必要に応じて地域）に行う。

※区長業務１、３または４に該当

③市長部局、教育委員会が区長に依頼している事項・業務について

【市長部局】

・防災安全課：地域公共交通会議委員（区長連絡協議会会長）
地域公共交通運賃協議会委員（区長連絡協議会会長）
交通安全都市推進協議会監事（区長連絡協議会会長）
・政策企画課：地域公共交通活性化協議会委員（区長連絡協議会会長）
・社会福祉課：民生委員・児童委員の推薦依頼（全区長）
・保健センター: 自死対策協議会委員の推薦依頼（区長連絡協議会会長）
・土木課：増田川・川内沢川総合改修整備促進協力会理事・会員
（増田川関連区域の行政区）
名取中央スマートＩＣ地区協議会委員（下増田耕谷のみ）
・都市計画課：名取市空家等対策協議会委員の推薦依頼
（区長連絡協議会会長）
名取市空家等対策協議会委員（区長連絡協議会副会長）
・選挙管理委員会事務局：明るい選挙推進協議会委員の推薦依頼
（地区会長）

【教育委員会】

・全公民館：公民館運営協力委員会委員
・名取が丘・閖上・下増田・館腰・愛島・高舘・相互台・那智が丘
：公民館まつり実行委員会委員
・館腰・高舘・ゆりが丘：地区民体育大会実行委員会委員
・高舘・相互台・那智が丘：球技大会実行委員会委員
・那智が丘：運動会実行委員会
・名取が丘・下増田・館腰・愛島・高舘・相互台・ゆりが丘・那智が丘
：新春祝賀会実行委員会委員
・閖上・高舘：多世代交流事業実行委員会委員
・名取が丘：家族ふれあいグラウンドゴルフ大会実行委員会委員
なかよしモルック大会実行委員会

（２）担い手の現状

・区長の平均年齢、平均任期、直近数年の交代率及び「なり手不足」による未設置・辞退地区の具体的数について

〇平均年齢：72 歳（令和８年４月１日現在）

〇平均任期：２期（令和８年４月１日現在）

〇交代率

※改選期の４月１日時点における全区長数に対する新任区長数の割合として算出。

Ｒ４：新任区長 25 名÷区長総数 130 名＝19.2％

Ｒ６：新任区長 18 名÷区長総数 131 名＝13.7％

Ｒ８：新任区長 34 名÷区長総数 130 名＝26.2％

〇「なり手不足」による未設置・辞退地区：３行政区

（本町１、植松北（西地区）、愛の杜二丁目）

※他に未設置の上余田中（西地区）、杜せきのした二丁目・三丁目・五丁目については、別の要因によるもの。

（３）待遇の妥当性

**①現在の報酬額（年額・月額）の積算根拠、手当の種類及び公務災害補償等の安全網の適用範囲について**

〇現在の報酬額（年額・月額）の積算根拠：

月額の謝礼は、定額（33,000 円）に役職加算を加えた金額であり、内訳は以下のとおりです。

【内訳】

| | | |
|---|---|---|
| *均等割額 | 10,300 円 | |
| *巡回業務 | 10,000 円 | （@5,000×2 回） |
| *住民相談費 | 4,000 円 | （@1,000×4ｈ） |
| *会議出席費 | 4,000 円 | （@1,000×4 回） |
| *自治会等調整業務 | 1,500 円 | （@1,000×1.5ｈ） |
| *広報板管理費 | 1,500 円 | （@1,000×1.5 回） |

*事務費等　　1,500 円

合　計　　32,800 円　改め　33,000 円

【役職加算】

*連絡協議会　会　長　2,000 円

*連絡協議会　副会長　1,500 円

*各地区　　会　長　1,000 円

*各地区　　副会長　　500 円

○手当の種類：上記謝礼のほかに無し。

○公務災害補償等の安全網の適用範囲：市が加入する「全国市長会市民総合賠償補償保険」において、区長の業務遂行に起因する事故について補償保険の対象になっており、賠償についても市に賠償責任が及ぶ場合には、賠償保険の対象となるもの。

②区長に係る予算関係について（積算含む）

・歳入予算科目、歳入予算額（令和８年度）

歳入予算無し

・歳出予算科目、歳出予算額（令和８年度）

２款 総務費　１項 総務管理費　24 目 諸費

７節 報償費 20 細節 区長謝礼　　57,636,000 円

| 【内訳】 | | |
|---|---|---|
| １.区長謝礼 | 144 行政区×33,000 円×12 月 | 57,024,000 円 |
| ２.区長謝礼（役職加算分） | （会長 2,000 円+副会長 1,500 円+地区会長 1,000 円×９地区+地区副会長 500 円×11 地区）×12 月 | 216,000 円 |
| ３.新規行政区分 | 新規行政区1×33,000円×12月 | 396,000 円 |

10節 需用費 80細節 消耗品費　340,000円

| 【内訳】（調整あり　△3,323円） | | |
|---|---|---|
| 1.事務用消耗品 | 100人×200円×12月 | 240,000円 |
| 2.区長章 | 10人×2,800円×1.1 | 30,800円 |
| 3.表札 | 10人×2,000円×1.1 | 22,000円 |
| 4.ﾈｰﾑﾌﾟﾚｰﾄ | 10人×1,200円×1.1 | 13,200円 |
| 5.腕章 | 10人×1,040円×1.1 | 11,440円 |
| 6.安全ベスト | 10人×2,353円×1.1 | 25,883円 |

12節 委託料 10細節 区長研修委託料　200,000円

| 【内訳】 | | |
|---|---|---|
| 1.区長研修委託料 | | 199,920円 |

・合計歳入予算総額、合計歳出予算総額

歳入0円　歳出 58,176,000円

③区長に係る決算関係について（積算・支出概要含む）

・歳入決算科目、歳入決算額（令和6年度）

歳入決算無し

・歳出決算科目、歳出決算額（令和6年度）

2款 総務費　1項 総務管理費　24目 諸費

7節 報償費 20細節 区長謝礼　55,120,709円

| 【内訳】 | | |
|---|---|---|
| 区長謝礼（役職加算含む） | 4月分　（131名） | 4,505,000円 |
| | 5月分　（135名） | 4,614,397円 |
| | 6月分　（135名） | 4,633,208円 |
| | 7月分　（134名） | 4,605,000円 |
| | 8月分　（134名） | 4,570,547円 |
| | 9月分　（134名） | 4,594,868円 |
| | 10月分　（134名） | 4,604,000円 |
| | 11月分　（134名） | 4,604,000円 |

| | | |
|---|---|---|
| | 12 月分　(134 名) | 4,604,000 円 |
| | １月分　(134 名) | 4,581,396 円 |
| | ２月分　(134 名) | 4,600,293 円 |
| | ３月分　(134 名) | 4,604,000 円 |

10 節 需用費 80 細節 消耗品費　2,970 円

| 【内訳】 | | |
|---|---|---|
| ネームプレート | ３名分 | 2,970 円 |

12 節 委託料 10 細節 区長研修委託料　0 円

※マナビィ宅配便の出前講座を活用したため支出なし。

(講座『かしこい消費者になるために』)

・合計歳入決算総額、合計歳出決算総額

歳入０円　歳出 55,123,679 円

④区長への貸与品について

区長章、表札、ネームプレート、腕章、安全ベストを貸与。

新任区長へ委嘱する際に渡し、不具合等あれば再貸与を実施。

（４）コミュニケーションコスト

①市から区長への連絡手段（電話・郵送・窓口）の頻度と、それにかかる双方の事務負担について

〇市から区長へ連絡する場合は次のとおり。(手段・頻度)

*区長から提出された月次報告書の内容に不明点等がある場合（電話・月に１回程度)

*工事等の説明をしたいため区長の連絡先を知りたい旨民間事業者から問い合わせがあった場合（電話・月に１回程度)

〇双方の事務負担について、連絡する内容は簡易なものに限られ、頻度も多くないためコミュニケーションコストは低いものと捉えているもの。

②市政の円滑な運営の費用対効果、市業務の負担減等の捉え方について

〇費用対効果について、具体的な数値で示すことは難しいものの、費用（区長謝礼）に対して、区長業務が実施されることで地域の課題（道路や公園の損傷等）が区長を通じて市へ要望（令和７年度：247 件）が出され、解決に繋がるという大きな効果があるものと捉えているもの。

〇市業務の負担減等について、区長業務は行政の補助的な業務であるため、直接負担減に繋がるものではないものの、区長業務によって地域の課題解決に繋がり、行政サービスの向上に資するものと捉えているもの。

（５）区長業務に関するアンケート調査について

・調査実施により提起された課題や問題点について整理した内容と改善策について

〇アンケートの項目とその結果については以下のとおり

問１　区長業務を行う上での課題等の有無について

結果：「課題等がない」との回答が全体の約 66%、「課題等がある」との回答が約 31%（うち相談業務が最多（市の対応として要望後の報告がないとの意見等））あり、各業務に対してそれぞれ課題が挙げられたものの、業務内容やその方法については、妥当と判断いただいているものと捉えたもの。

問２　区長業務月次報告書の様式について

結果：全体の約 87%が改善点はないとの回答であったが、各記入欄を増やして欲しいとのご意見があり、改善を図ることとしたもの。

問３　区長謝金の金額について

結果：全体の 89%が「妥当」「概ね妥当」との回答だったため、今後業務内容等に大きな変更が生じた際に改め

て検証を行うこととしたもの。

問４　区長以外に市から別途委嘱されている業務等について

結果：全体の約 80%が各種地域団体の仕事を区長に振られているとの結果であったため、地域によっては区長業務について正確に認知されていない状況があると捉え、今後区長の位置づけや業務内容について、さらに広報等を行うこととしたもの。

問５　その他意見・要望

結果：区長業務に関するもののほか、区長制度に関するものや町内会等との関係に関することなど様々な意見をいただいたもの。

最終的には、現在（当時）の区長業務の内容や区長謝金の金額に関して、特段大きな修正の必要はなく、区長業務は妥当であると判断したもの。

〇改善点

*区長業務月次報告書の記載欄を増やして欲しいとの意見から、様式の記載欄を修正。

*地域により区長業務の正確な認知がなされていない状況があったため、区長の位置づけや業務内容について市民向けに広報し、また市役所内部においても改めて周知を実施。

（６）他自治体の実態把握について

・区長制度を見直し、自治会や町内会が主導して地域運営を行う体制へ移行する自治体が増えている実態をどのように把握しているか。

〇令和５年度のアンケートにおいて、区長業務は妥当であると判断したところであり、今回の改選期において一部区長が未設置となっている行政区はあるものの、概ね区長の委嘱は行えている状況であると捉えています。今後よりよい制度となるよう継続して調査研究していく必要はあると捉えていますが、町内会

等が主導する地域運営体制への移行までは現在考えていないところ。

＜質疑応答＞

（１）職務の定義と実態

（質）区長から月１の月次報告を受けていると思うが、例えば、①１.相談業務の要望や相談ごとの聞き取りや、２.会議等出席業務の部分でどのように相談を聞き取っているのか。また、２.会議等出席業務の「必要に応じて住民等にお知らせをする」という部分について、どのようにお知らせしているのか。各区長が独自のやり方で行っているのか等、実態の把握はされているのか。

（答）それぞれの区長のやり方で行っていただいている。直接地域巡回をしている中で聞き取りをするほか、地域住民から情報をもらい、その地域住民の方に直接お会いしてお話を伺うなど、様々なやり方をしている。把握した内容のお知らせのやり方についても、例えば町内会にするのか、地域のやり方に応じたやり方等でお知らせしていただいている。お知らせの方法について市から指定しているわけではない。

（質）①４.地域巡回業務について、最低２週間に１回程度巡回とあるが、頻度はどれくらいか。

（答）新たに区長になった方への説明などの時に、２週間に１回程度は行っていただきたい旨お伝えをしている。巡回方法は、徒歩や自転車、車など様々ある。課題があったところについては、例えば土木課につないだ、都市計画課の公園担当につないだなど、月次報告をいただいている。

報告書様式については、巡回業務について日付と、何時から何時まで行ったことを書き込めるよう工夫をしている。

（質）地域巡回のやり方について、現在戸別訪問などはないと思うが、人と人とのコミュニケーションが非常に難しくなっていると思う。住民との対話を含めた巡回について報告はあるのか。

（答）地域巡回が大きな業務の１つではあるものの、区長が私人になってから、個人情報の関係もあり、名簿のお渡しができないので、区長自身もどういう方が住んでいるのか把握できないという声はいただいている。巡回をする中でお

会いする方や、町内会の行事に参加してコミュニケーションを取っていただくやり方が主になっていると捉えている。

（質）区長制度について、区長を「置かなければならない」というルールになっているのか。例えば、現在杜せきのした地区、上余田地区は区長が不在となっているが、区長を置かないということはどういう状況なのか。地域によっては自治会である程度賄えているから設置はしなくてもよいなど、そういうニュアンスなのか。また、区長がいないという状況が今後増える可能性もあるが、これに対する改善については何か考えているのか。

（答）名取市区長設置要綱第２条において「行政区に区長を１人置く。」と定められているので、「置かなければならない」ということではない。しかし、杜せきのした地区については、区長制度の理解を得られていないため、設置していない。

（質）公募など、推薦以外の手段を取っているのか。

（答）第一としては町内会からの推薦により区長を置くことを考えているが、それが難しい場合は、次の手段として公募をすることになる。しかし、まだ具体的にそのような話には至っていない。

（質）①２会議等出席業務とあるが、出席の頻度はどれくらいか。また、③市長部局、教育委員会が区長に依頼している事項・業務を見ると、いろいろ兼任されていて大変だと思うが、市側として依頼している頻度はどのくらいか。

（答）例えば区長研修会や、区長懇談会、もしくは工事の説明などであれば、数はあまり多くない。充て職になっていらっしゃる方もいると思うが、それについてどの程度参加されているのかまでは把握していない。

（質）市からの正式な要請は、②アの米印に記載がある、研修会と懇談会があり、その他については工事等の説明会が随時あるということで、大体年間を通してこの部分が会議等の出席業務と認識してよいのか。

（答）委員お見込みのとおり。

（質）①の４つの区長業務について、相談業務など様々あるが、町内会長の業務と重複している部分がある。区長も町内会長も業務の重複についてよく分からなくなってしまっているのではないかと感じるが、その辺りはどのように整理しているのか。

（答）区長と町内会長を兼ねている方が多くいることは承知している。業務の切り分けなどは難しいところもあり、あえて切り分けなどはしていない。必ずしも区長から報告いただいたものにしか対応しないということはもちろんないので、区長と兼ねていない町内会長から市へ要望をいただくことについて、特段問題はない。明確に業務を区別する必要はないと考えている。

（質）区長制度というものがぼやけているように感じるが、そこについては問題ないという考えなのか。

（答）区長ご本人や一般の住民に対して、区長制度についての理解が十分かというとそうではないところもあると思っている。研修会や懇談会などで周知をしているほか、過去にアンケートを行った際、周知が足りないのではという意見もあったので、広報なとり等で周知を図るような策を行っているところである。

（質）①４.地域巡回業務のところで、最低２週間に１回程度だと月２回ということだと思うが、このアンケートをした時に令和４年度実績の平均で６時間 44 分と示されているが、最小時間と最大時間は捉えているか。

（答）アンケートではなく、月次報告書に時間を記載していただいているので、それを集計して平均時間を算出している。最小、最大時間については捉えているものの、現在資料を持ち合わせていない。

（質）②アの懇談会について、これは市長も参加している年１回の懇談会だと思うが、市長が参加しない懇談会とか、市が直接出向いて区長から聞き取りをするなど、そういうことはあるのか。

（答）市長が参加するしないにかかわらず、これ以外で設定している懇談会はない。月次報告書の中で、地区の区長が集まって意見交換をしていることは聞いている。

（質）基本的に年１回の懇談会で聞き取りをする機会があり、地域の声が上がってくると思うが、それ以外では実際の地域の声は、区長がその都度担当課に直接連絡をするということになるのか。

（答）月次報告書に記載いただいて、それを総務課からつないだり、あとは直接担当課とやりとりをしていただいている。

（質）③市長部局、教育委員会が区長に依頼している事項・業務についてのと

ころで、社会福祉課の民生委員・児童委員の推薦依頼を各地区へ出していると思うが、区長ではなく、町内会長が主として動いている地区もある。それについては把握しているか。

（答）把握していない。

（質）充て職について、区長として出席する場合と、〇〇委員として事実上出席する場合があり、慣例的になっているところもある。充て職の把握についてはされていないという理解でよろしいか。

（答）令和５年度に実施したアンケートで、他にどのような業務や充て職があるのかという確認はしている。

（２）担い手の現状

（質）複数の行政区を兼任している区長の現状は。

（答）２つの行政区を１人の区長が兼務している箇所は４行政区で、合計４名。増田地区は、村区と杜せきのした一丁目を兼任している方が１名。閖上地区は、閖上西一丁目と閖上西二丁目を兼任している方が１名。閖上中央一丁目と閖上中央二丁目を兼任している方が１名。下増田地区は、本村下と美田園一丁目を兼任している方が１名。

３つの行政区を１人の区長が兼務している箇所は１行政区で１名。愛島台二丁目、愛島台三丁目、愛島台六丁目を兼任している方がいる。

（質）再任されている方に関して、できれば新しい人にバトンタッチしたいものの断られて、頼める方がおらずに再任しているという実態もある。そういう状況は把握しているのか。

（答）改選期に推薦依頼をさせていただくが、現状なかなか区長を引き受けてくれる方がおらず、そういう状況から再度区長の仕事を継続しているという声は何件かいただいている。

（質）原則１行政区に１名という働きかけで推薦依頼をしていると思うが、最大３行政区も兼務している区長がいるという状況についてどう捉えているのか。問題はないという捉え方なのか。

（答）２つの行政区を兼任している方が４名いることについては、地域からの推薦ということで、特に課題として捉えてはいない。愛島台の３つの行政区を

１人で兼任しているところに関しては、これまで三丁目に区長自体を置いていなかったが、今回改めて三丁目にも区長を置くことになり、地域の中で話し合いはしていただいているが、結果として１名の方が区長になるということで推薦をいただいている状況である。

（質）３行政区となると、1,000 世帯近くになると思うが、世帯数についてはあまり考える必要はないという捉え方でよいのか。

（答）明確に何世帯までという制限は設けていない。一方で、世帯数が多いところは、御要望があって、あえて２人で見ていただいているというところもあり、そこの整理はもしかすると今後必要になるかもしれないと捉えている。

（３）待遇の妥当性

（質）月額の謝礼が定額 33,000 円となっているが、巡回業務の平均時間が６時間 44 分で計算すると、巡回業務 10,000 円というのは、現在の最低賃金から見ても、大分オーバーしている金額ではないかと思うが、その辺の考え方はどのように捉えているか。

（答）令和２年度に地方公務員法の改正があった際に積算をして、この金額になっている。最低賃金という考え方ではなく、従前の業務から割り戻して、積算をして出している金額である。それを引き継いで、今回も積算の根拠としている。最低賃金との関係性は特に考えていない。

（質）令和２年度の時に本来はそういう意見を出すべきだったと思うが、最終的には妥当だという意見が多いので、特に見直す考えはないという話もあったが、改めて見るとやはり高い報酬だと思う。令和２年度から大分経過しているが、今改めて報酬額についてどう捉えているのか。

（答）令和５年度にアンケートを行った際、アンケート対象が区長だったので、妥当との意見をいただいたのはあくまで区長の御意見である。それが、市民から見てどうなのかという観点からの検討は実際行っていないので、この考え方をどのように見ていけばいいのかについては、今後の課題だと思っている。

（４）コミュニケーションコスト

（質）②で、区長を通じての要望が令和７年度 247 件とあるが、これは要望総

数なのか、それとも解決した数なのか。
（答）地域から出た、区長を通じて市に上げられた要望の数。
（質）１年間で 247 件だと、144 行政区の区長がいて１行政区平均で年間一、二件しか要望を上げていないということだと思うが、これを大きな効果があるものと捉えてよいのか。
（答）月次報告書で要望されてきたものの件数が 247 件となっている。その他にも区長懇談会など、そういったところで上げられてくるものもあると考えている。また、直接月次報告書に載ってこないものもそれなりにあると思うので、正しい件数を捉えきれていない現状だと思う。
（質）月次報告はそれが正確でないと実際にどういった業務を区長が行ったのか掌握できない部分があるので、しっかり正確に報告を上げていただくようにするべき。年間一、二件の要望に対し、住民相談費が月額 4,000 円で、１年間だと１人の区長で約 50,000 円になる。実態として、一生懸命頑張っている区長もいるが、こういう件数が出てくると、市民の方からどう見られているのか、きちんと仕事してないのではないかと受け止められかねない。本当に適正な報酬額なのかと捉える必要があると思うが、その点はどう捉えているのか。
（答）費用対効果や、適正さについて、また、アンケートでは区長自身は「報酬は妥当だ」という結果になったが、区長以外の人が見た時に、適正なのかをどうやって図るかという点は課題だと捉えている。
（質）資料２ページには書かれていないが、農林水産課や環境共創課も区長に依頼している業務はあると思う。区長が区長として職務に当たっているのか、あるいは違う職名になっているのかもしれないので、月次報告書の書き方の工夫について検討してもらえればと思うがどうか。
（答）適正な区長業務がどのくらいなのか把握をしたいと考えている。区長がその他にもいろいろ業務をしている、実態を知ってほしいとの御意見は多数いただいており、月次報告書の記載するところに欄を増やしてほしいという要望もある。区長としての業務や、何かに付随して行っている日々の活動など、そういうことも書けるような月次報告書の様式の変更は、改善はしているものの、必要に応じて見直しをしていきたい。
（質）月次報告書での要望件数が 247 件という数字だが、これは巡回業務や相

談業務、会議とかに出て、いろいろな住民から出たものを上げてきている数字だと思うが、単なる相談業務の中で出たものではなく、区長として月２回巡回をする中で発見したことも恐らく含んでいる数字だと思う。そうすると、単純に行政区数の 144 で割ったら１人１年間で約 1.71 件になる。本当に大きな効果といえるのかという感じはする。妥当だという捉え方には無理があると感じるがどうか。

（答）約 250 件弱上げられて、それが解決につながっているということについては、決して無駄なことではないと思っているが、妥当かどうかという捉え方については、現状はそのように行っている。

（質）この 247 件という数字を見たときに、大きな効果があるという表現がどうなのかということだと思うが、そう捉えているのであれば、もう少し考えを改める必要があると思う。だからこそ、実態をきちんと調べた方がよいと思う。我々と行政側で少し感覚が違うと考えるがどうか。

（答）247 件という数字にまとめているが、その１件が小さなものから大きなものまで様々ある。内容や詳細については検証したいと考えている。

（質）災害、水害の時、行政と地区の橋渡しをして、区長が果たした役割は大きかったと思うが、振り返りなどはしているのか。

（答）平成 23 年の東日本大震災時の区長と、現在の区長の業務が大きく変わっているので、災害に特化した業務については求めていない。

（質）平成 23 年に、地域に情報発信や伝達など、そういった特殊なことを区長にお願いしたとか、そういう経緯はあるか。

（答）平成 23 年当時の区長制度について、どういう役割をしていたかについては、当時のまとめているものがあると思うが、現在は区長が私人となっているため、そこについては切り離して考えている。

（質）当時、行政側から地域に対する情報発信をする中で、区長が果たす役割など、何か実績やエピソードはあるか。

（答）実際、避難誘導等をしていただき、それでお亡くなりになった方もいるなど、様々対応していただいたことは伺っている。

（質）247 件というのは、１つの事項で何回もきているという場合もあると思うが、実態に即した記録の取り方も工夫してもらえればと思うが大変か。

（答）大変だと思う。１件で何回もかかるものもあるし、それを１件と数えるのか、何件と捉えるかなど、統一しようとするのはなかなか難しいと思う。数字と実態が合わないとは思うが、正確に何時間働いたのかを出すのは難しい。

（質）247 件というのは、区長が自分で確認して担当課にお願いをした件数か。

（答）区長から要望がきたものに関して、市として対応すべきものとして進捗管理しているものが 247 件。区長から情報をいただいて、すぐ対応できるもの、その場ですぐ解決できるものに関しては進捗管理が伴わないので、247 件には含まれていない。そういう意味で、要望の件数は捉えられていないところがある。そこは、改めて月次報告書に出てきたものについて計上すべきなのか、その辺は整理して、正確な数字を上げていきたい。

（質）巡回業務で例えば街路灯が切れているということを電話連絡したのも、件数として捉えて良いのではと思う。自分で確認をして、担当課に訪問するなりして、月次報告で上げた件数と重複するかもしれないが、基本的に区長が実際に動いた件数として捉えて良いと思うがどうか。

（答）それも含めて、件数として上げていきたい。

（５）区長業務に関するアンケート調査について

（質）アンケートを見ると、世帯員数の格差がかなりあると思う。１桁台の行政区もあれば、３地区の行政区では 1,000 世帯もあるところもある。それで報酬額が一律になっていることに対して、やはり見直すべきだという意見も何件か載っている。そのことに関して区長の意見を聞くと、意見を出したが何も変わっていない、答えもない、という意見も聞く。担当課としてはどのようにしようという考えなのか。現状で問題ないという意見も多いからこのままで良いという捉え方なのか。

（答）行政区ごとに区長を置いているのが基本で、そこをベースに考えている。世帯数とはまた別に考えているところで、世帯数の多い少ないが生じているのも承知しており、面積など、そういう意見もあるとは考えているが、基本的には行政区に１人ずつという考え方である。一方で、世帯数が極端に多いなど、そういうところで要望があれば、１つの行政区に２人区長を置いている地区も実際あるので、区長の意見を伺いながら配置していきたいと考えている。明確

に何世帯だから、面積がどれくらいだからというところで区別はしておらず、あくまで１つの行政区という単位で考えているのが現状である。
（質）区長にお願いしている業務の内容から、例えば巡回業務、住民相談にしても、面積は広いが生活の実態として住居があるところはそこまで多く点在するわけではないと思う。しかし、世帯数はある程度考慮した形であるべきではないかと考える区長もいると思う。それが結果的にアンケートでこういう形で出てきているのではないかと思う。その辺はやはり少し検討をして、現状で良いという捉え方ではなく、有効な交付金の使い方という部分で検討する余地はあるのではと思うがどうか。
（答）世帯数が多いところについての負担など、そういう観点から、１つの行政区の中で２人など、複数の区長を置いている地区は複数あるので、そういったところは区長の御意見を伺いながら行っていきたいと思っている。
（質）世帯数が少ない行政区での統廃合は考えていないのか。
（答）世帯数が少ない行政区での考えについては持ち合わせていない。

（６）他自治体の実態把握について
（質）区長が今はいろいろ人が出てきているから大丈夫ということだが、地域の実態を見ているとなかなか大変な状況という部分もあるので、そこをどう捉えているのか。
（答）市長区長懇談会を各地で行ってきている中で、町内会から皆抜けていくとか、任意団体が成り立たないとか、そういう御意見は確かに上げられているのは事実である。地域の任意団体の在り方と、そこからこの区長業務は必ずしもリンクするのか、どういうふうに見ていけば良いのか考えるところだと思う。区長業務との関連性について、今後行政視察も参考にして整理していきたいと思う。
（質）区長がアンケートで回答する感覚と、その周りの住民の感覚は少し違うと思う。区長以外の町内会の役員などは無報酬のところもある。月額 33,000 円ももらっていない。成り手がいなくて大変な中、一生懸命している区長もいるものの、その感覚の部分が市でおそらく掌握されていないのではないか。区長業務一本で考えると妥当かもしれないが、この地域のこれからの継続した、

区長業務も含めた各地区の自治会とかそういう各種団体の継続性も考えると、トータル的にどう考えているのか。

（答）区長業務を町内会に下ろしたらどうかという考え方については、例えば今の町内会に全部下ろせるかというとそういうことではないと思う。実際、町内会の在り方が何も検討されておらず、実態としても分からないところもあるので、その区長業務をそのまま町内会に下ろすというのは、すぐ結びつくものではないと思う。地域のつながりが希薄になっているとか、そういう課題は区長自身も感じて、市長区長懇談会でも御意見として出ている。区長としての業務の考え方と、課題や問題の検討となると、その地域の在り方、自治会、任意団体の在り方など、すぐイコールになるのかというと、そういうことではないと捉えている。

（質）資料７ページで「町内会等が主導する地域運営体制への移行までは現在考えていない」という結論が示されてはいるが、（６）の質問の意図としては、区長制度を変えて、町内会単位で、行政は助成などをして、町内会のいわゆる活性化とか、コミュニケーションをさらに促進させるなど、区長個人に報酬を出すということではなく、町内会単位での活動を活性化する形にシフトしている自治体が増えていることについて担当課としてどう捉えているかということを伺いたかったのだが、どう考えているのか。

（答）町内会なり自治会と行政区が一緒になっていて、完全に一致しているところもあるので、そういうところで区長１人の業務ではなく、例えばその構成員など皆さんでやって、そこにお金を払うという考え方もあるとは思う。愛島台の３地区を兼務している行政区については、やはり自治会の活動も活発で、その中でいろいろ活動されて、１人に報酬をというところが課題となって出てきているとは思っている。一方で、他の地区だと必ずしも行政区と町内会や自治会が一致しているとか、まるきり自治会自体がない地区もあり、整理は必要だと思っている。今の町内会などの実態が把握できていないところは大きな課題だと思っており、例えば、移行するという考え方に至った時には、そこが大きな課題になると考えている。

（質）今回の質問を受け、何か所か自治体へ調査をしていると思うが、聞き取りなど、そういうことは実際にされたのか。例えば、町内会などへ地域移行を

して、シフトチェンジしているような町内会の運営の仕方など、聞き取りはしたのか。

（答）７月の行政視察先である埼玉県桶川市からは、どういう運用をされているのか、情報提供はいただいている。町内会単位の区分けをして、そこに助成を行っているということは伺っている。

（質）宮城県内だと東松島市で実施しており、他の議員が視察に行って、シフトチェンジしているところの話も伺い、議会の一般質問でも取り上げている。そういう考え方の自治体もあることを知った上で、行政側でどのように考えていただけるのかと思っていたが、結論としてそういう考えはありませんと言われると。調べてもあまり参考にできないとかそういう理由なのか。

（答）常任委員会でも政策提言を行う予定であることは年度初めにお伺いをしており、市長区長懇談会でも区長制度についての声は確かに出ている。現状についてこれまではあまり考えてはこなかったが、令和８年度に組織としてそういう課題の整理を目標として挙げているところである。こういうテーマをいただいたので、組織内でも課題を抽出していくことで進めてはいるので、現時点ではそこまで考えていないという状況である。行政視察も行くので、そういうところを参考にしていきたい。

---

午前１１時４９分　　再　　開

○委員長（板橋美保）　再開いたします。

以上で本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れ様でした。

午前１１時４９分　　散　　会

令和８年５月２７日

総務消防常任委員会

委員長　板橋美保